

指定訪問介護事業者の指定について

- いわゆる介護タクシーに係る指定訪問介護事業としての取扱いについては、各種報道において取り上げられたり、照会をいただくことも多いが、本年1月19日の全国厚生労働関係部局長会議にてご説明したとおり、10カ所の都道府県に実態把握を行っていただいたところ。

〔別添〕 全国厚生労働関係部局長会議資料（抄）

- 今後、この実態把握の結果を踏まえて、早急に対処方針を検討の上お示ししたいと考えているが、それまでの間において指定訪問介護事業者の指定の相談等があった際には、かかる状況にかんがみ、慎重な対応をお願いします。

（厚生労働省老健局振興課）

エ いわゆる介護タクシーの取扱い

介護保険制度において、訪問介護の指定を受けたタクシー会社が、通院介助等を行った場合には、

- ・ 自宅の部屋からタクシーまでの間、と
- ・ 目的地（病院等）到着後タクシー降車から院内等への付添い

までは、介護保険の給付対象（身体介護中心型）となるが、

- ・ 自宅から目的地（病院等）までの運送中

は、運転に専念することになり、また、運転は訪問介護に該当しないため、介護保険の給付対象とならない取扱いをしているところである。

介護保険制度上、移送は介護保険の給付対象となっていないので、運転中を介護報酬の対象とすることはできない。他方、運転中の運賃をとるかどうかは道路運送法の問題であるが、厚生労働省としては、介護タクシーには、

- ① 介護タクシーによって提供されるサービスは、タクシーへの乗降の手伝いにとどまらず、そのみを切り離して、介護サービスとして独立に評価し得るようなものかどうか、
- ② 訪問介護は、入浴、排せつ、食事など様々な日常生活上の世話を提供することを前提としているにもかかわらず、もっぱらタクシーの乗降時の移動介助に事実上特化しているとみられ、訪問介護事業の在り方として適切といえるのか、
- ③ また、ほとんど乗降時の移動介助しか行われていない場合の単価としては、介護報酬の水準が高すぎるのではないか、

などといった問題があると考えている。

このような問題意識から、10カ所の都道府県において、介護保険の指定を受けたタクシー会社による介護サービス提供の実態把握を行っていただいたところであるが、今後、この実態把握の結果を踏まえて必要な対応を検討した上で、対処方針をお示ししたいと考えているので、ご留意願いたい。